

令和 8 年度
京都市小売店等における
使い捨てプラスチック製容器包装
発生抑制モデル事業補助金

公募要領

令和 8 年 1 0 月 9 日
京都市

申請書提出先・問合せ先

京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地（本庁舎地下 1 階）
TEL:075-222-3946 E-Mail: gomigenryo@city.kyoto.lg.jp
受付時間：月～金（祝日及び年末年始を除く）
午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 3 0 分
※事前予約制。申請受付期間最終日は午後 5 時まで。

目次

はじめに	2
1 補助の対象となる者	2
2 補助の対象となる事業	2
3 補助事業の対象となる経費	3
4 補助額	4
5 補助の要件	4
6 事務手続の流れ	4
7 交付申請の提出書類	6
8 実績報告の提出書類	6
9 審査方法等	6

はじめに

この補助事業は、市内の食品小売店等において、はだか売りや量り売りなどの、食料品の販売時に使用する使い捨てプラスチック製容器包装の削減に寄与する取組を実施する場合に、その経費の一部を補助することで、使い捨てプラスチックの排出を抑制するとともに、その成果の市内全域への展開を促進するモデル事業を創出することを目的としています。

1 補助の対象となる者

- (1) 京都市内において食料品を取り扱う小売業等を営む店舗を有する法人又は個人事業主
 - (2) 容器包装プラスチック削減の社会実装に係る知見、ノウハウ又は実績を有する法人その他の団体
- ※ 本社の所在地は問いません。
- ※ (1)は補助対象年度以降も取組を継続する計画を有する事業者を対象とします。

2 補助の対象となる事業

- 食料品の販売時に使用する使い捨てプラスチック製容器包装の削減に寄与する、次の(1)～(7)に掲げる手法を単体又は組み合わせて実施する取組
- ※ (1)～(5)については、京都市内で行われる事業であって、他事業者の模範となり、かつ波及効果が見込まれる先導的な取組が対象です。
- ※ 交付申請時において既に実施している既存の取組の単なる維持又は更新は対象外とします。
- (1) はだか売り
 - (2) 量り売り
 - (3) マイ容器を使用した商品販売

- (4) リユース容器を使用した商品販売
- (5) 包装用ポリ袋の他製品への代替
- (6) (1)～(5)の取組の社会実装に向けた課題分析又は普及促進に資する取組
- (7) その他市長が認めるもの

3 補助事業の対象となる経費

補助対象事業の実施に直接必要となる経費のほか、消費者等への普及啓発や事業効果の検証に係る経費であって、下表に掲げる費目に該当するもの

費目	対象とする経費の例	対象としない経費の例
消耗品費	・ ロール状ポリ袋の代替となる袋、リユース容器等の購入費 ・ 補助対象事業で使用する事務用品（文具、コピー用紙等）の購入費 ・ 補助対象事業で使用する物品を店内に陳列するための棚やワゴン等の購入費 ・ リユース容器を返却するためのボックス等の購入費	・ 特定の個人に提供する記念品、景品等の購入費 ・ 取得単価 5 万円以上の物品の購入費 ・ 長期にわたり使用可能な耐久性を持つ備品（パソコン、カメラ等）の購入費
印刷製本費	・ 消費者への啓発を目的としたポスター、チラシ等の広報物の製作費	
委託費	・ 補助対象事業で使用する広報物や物品等のデザイン制作委託費 ・ ホームページ等の制作委託費 ・ 消費者の意向調査（モニター調査等）に係る委託費	・ 申請者の構成員が経営する事業者等への委託費
通信運搬費	・ 補助対象事業の実施に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料等	・ 電話等通信機器やインターネットに係る経費 ・ 補助対象事業の実施に直接必要であることが証明できない経費
謝礼	・ 協力者（有償ボランティア）等への謝礼	・ 申請者の構成員に対する謝礼
賃借料	・ 補助対象事業に使用する什器や機器（量り売り用什器、食品包装装置等）のリース・レンタル料 ・ 補助対象事業に使用するリユース容器のレンタル料 ・ 補助対象事業の活動場所として必要となるスペースの利用料（テナント料）	・ 申請者又は申請者の構成員の活動場所として借り上げる施設の賃料 ・ 車両のリース・レンタル料 ・ 補助対象事業の実施期間を超えたリース・レンタルに要する経費
その他	・ 市長が特に必要と認めるもの	・ 左記以外

4 補助額

補助対象経費の合計額の1／2

※ 1,000 円未満切捨て

※ 予算の範囲内で交付

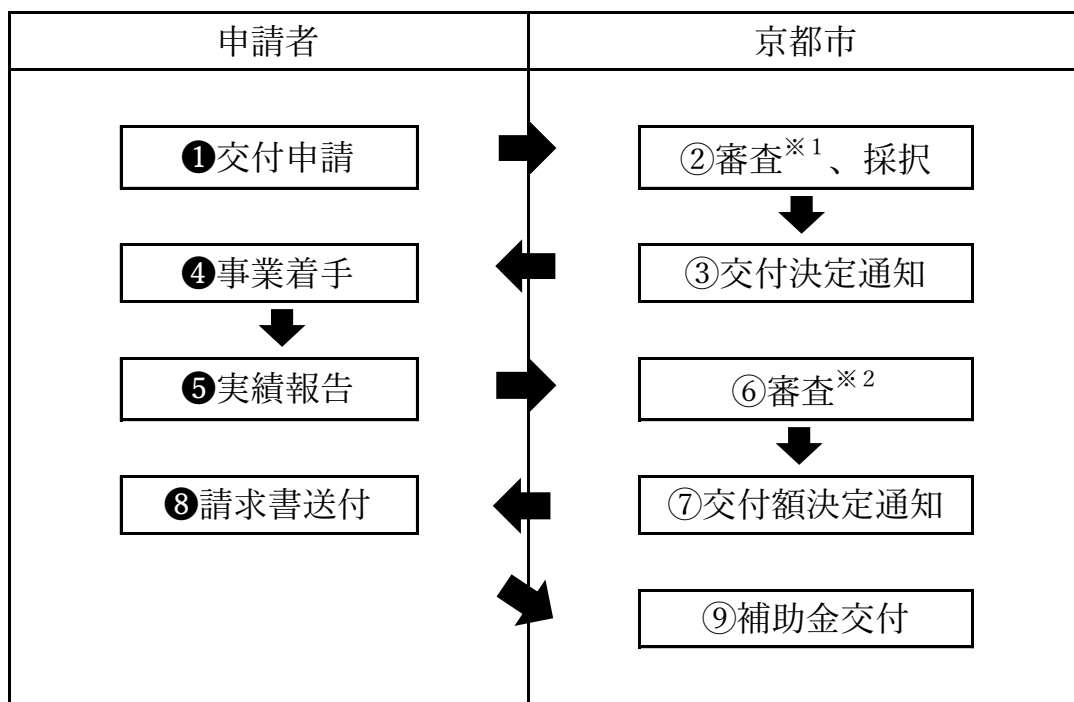
5 補助の要件

補助対象事業の波及効果を高めるため、以下の事項を遵守してください。

- (1) 補助対象事業のうち2(1)～(5)に該当する取組を行う場合にあっては、当該取組によるプラスチック削減量、それに伴う温室効果削減効果及び市民意向調査による受容性等の検証を行うこと。ただし、申請者による実施が困難な場合は、本市による技術的支援を受けて実施することとし、効果検証に必要となるデータの提供その他の検証作業に全面的に協力すること。
- (2) 補助対象事業の実施方法やノウハウ、課題及び成果について、広く公表することに同意し、本市が作成する公表用レポートの作成作業に全面的に協力すること。

6 事務手続の流れ

各様式については、京都市のホームページからダウンロードして御使用ください。



※ 1 書類審査及び審査委員会による審査等

※ 2 書類審査等

①交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、補助対象事業の着手前、かつ、以下の期間内に、窓口まで持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

【交付申請受付期間（必着）】

令和8年10月9日（金）午前10時～令和8年10月22日（木）午後5時

※交付決定前に着手した事業は補助対象外となります。審査に1か月程度要する場合がありますので、余裕をもった事業スケジュールを作成してください。

②③審査・交付決定

受付期間内に受け付けた申請書を「9 審査方法等」のとおり審査委員会において審査し、補助事業を選定、採択のうえ、交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書（第2号様式）により交付決定対象者に通知します。

※交付決定後に計画の変更や中止を行おうとする場合は、補助金変更承認申請書（第4号様式）や補助金中止承認申請書（第7号様式）に必要書類を添えて、あらかじめ御申請ください。

④⑤事業着手・実績報告

補助対象事業には、交付決定を受けた後に着手（消耗品等の発注や工事・委託等の契約締結行為等）してください。

交付対象者は、事業の完了後、補助金実績報告書（第9号様式）に必要書類を添えて、以下のいずれか早い日までに窓口まで持参、郵送又は電子メールの送付により提出してください。

- ・事業完了（補助対象経費の支払い完了）後30日を経過した日
- ・令和9年3月31日（水）

⑥⑦審査・交付額決定

実績報告書を書類審査し、交付額を決定のうえ、補助金交付額決定通知書（第10号様式）により通知します。

※審査においては必要に応じて現地調査等を実施する場合があります。

⑧請求書送付

交付額決定通知を受けた者は、補助金請求書（第11号様式）に必要事項を記入し、以下のいずれか早い日までに窓口まで持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

- ・交付額決定通知を受けた日から30日を経過した日
- ・令和9年4月20日（火）

⑨補助金交付

- ・補助金の交付は、原則、補助事業完了後の精算払いとなります。

7 交付申請の提出書類

交付申請時は、補助金交付申請書（第1号様式）に以下の書類を添えて提出してください。記入方法について不明な点等ございましたら、事務局まで御相談ください。

- (1) 事業計画書兼予算書（別添様式1）
- (2) 補助対象事業に要する経費の算出根拠を示す書類
- (3) 1(1)に該当する者（京都市内において食料品を取り扱う小売業等を営む店舗を有する法人又は個人事業主）にあつては、食品衛生法第55条の規定に基づく営業許可書又は同法第57条の規定に基づく営業届出書の写し。なお、当該許可書を持たない場合（法令に反する場合を除く。）にあつては、当該許可又は届出が不要である理由を記した書面（様式不問）
- (4) その他市長が必要と認める書類

8 実績報告の提出書類

実績報告時は、補助金実績報告書（第9号様式）に以下の書類を添えて提出してください。記入方法について不明な点等ございましたら、事務局まで御相談ください。

- (1) 補助金事業実績書兼決算書（別添様式2）
- (2) 補助対象事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し等
- (3) 事業の実施状況が分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

9 審査方法等

(1) 審査方法

審査委員会において、審査基準に基づき交付申請書の内容の審査を行い、予算の範囲内で補助事業を選定・採択します。

(2) 審査委員会

以下の委員で構成される審査委員会が、審査基準に基づき選定します。

- ・循環型社会推進部長
- ・循環型社会推進部 資源循環推進課長
- ・循環型社会推進部 資源循環推進課 減量企画係長

(3) 審査基準等

以下の項目について審査します。

評価項目	審査基準	配点
①新規性・モデル性	既存の取組を超えた、プラスチック容器包装そのものを削減する新たな挑戦かどうか。他社の模範となる「モデル性」があるか。	25 点
②実現可能性・継続性	事業の内容やスケジュールが具体的かつ現実的であり、補助期間終了後も自立して継続できる計画か。	25 点
③波及・展開性	モデル事業で実施した取組手法が公開された際、他のスーパー等の小売店が「導入したい」と思える再現性があるか。業界の課題解決につながるか。	25 点
④削減効果（実効性）	波及・展開後のプラスチック排出抑制量や CO2 排出削減量について、高い効果が見込まれるか。	25 点

(4) 補助事業の選定・採択

審査委員が審査基準の評価項目について配点表に基づき採点を行い、その合計点が満点の 6 割以上であり、かつ高い評価を得たものから順に補助事業として選定・採択します。同点の場合は、くじ引きにより補助事業を選定します。

なお、京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付要綱に示す要件を満たしていない補助事業については、選定・採択の対象外とします。

(5) 審査結果の通知

審査終了後、申請者全員に対して、交付決定又は不交付決定を通知します。